

事務所通信

2006年3月号

No. 9



(雛人形)

～ お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします ～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

私たちが生活していく上で、買い物や飲食をしたり、仕事や旅行でホテルや旅館に宿泊したり、あるいは移動のためにタクシーや電車に乗ったりすることは、日常的に行われます。そういうときに受けた思いがけないサービスに、感動、感激、感嘆したり、あるいはそこまではいなくても、ちょっといい気分になった経験が、私たちには少なからずあります。こうした感動的サービスを目の当たりにすると、何か心が満たされたような気分になり、1日の疲れが吹き飛んでしまったり、その日1日が楽しいものになったりするのはです。こういう経験をした人は、その瞬間からそのお店・会社のファンとなり、やがて単なる「たまたま客」から「わざわざ客」「リピート客」に変化していきます。それどころかその人は、そのお店・会社があたかも自分の自慢であるように、親しい仲間に熱く語り伝えるものなのです。

事務所の勉強会であるテルモ経営研究会では、いくつかの事例をビデオを見ながら、学んでいます。そして参加者がグループごとに意見を交換をしながら、感じたことを発表しあい、日々の仕事にこれを生かそうと工夫しています。見方によっては脚色があるのではないかと、といったことも言えるのですが、良いことは素直に学ぶという姿勢が大事だと思います。

私が、資格試験の勉強をしていた時、机の前に勉強十訓というのを貼っていました。その中に『成功者の言に耳を傾けよう。闇夜を照らす灯だ』という言葉がありました。まだ、不況のトンネルを抜け切れない現状だと思いますが、探せば結構繁盛している企業があります。そのような成功者の言に耳を傾け、真似ていこうと思います。マネができるのは、実力が有るからできるのです。無ければできません。またマネというのは学ぶことに通じます。成功者の人に耳を傾けていきましょう。

なぜなら闇夜を照らす灯だからです。



加藤 輝 守

30万円未満少額資産

<30万円未満の少額資産が全額損金算入できる>

中小企業者等が、30万円未満の減価償却資産を取得した場合、取得価額の全額を損金算入できるといえるものです。

(1) 適用対象は？

「中小企業者等」です。この中小企業者等とは、資本金(資本積立金を含む)の額が1億円以下等の中小法人や、従業員が1,000人以下の個人事業者などです。

(2) 適用時期は？

平成15年4月1日から**同18年3月31日**までに取得した場合です。法人の事業年度等には関係ありません。

(3) 償却方法

30万円未満の償却方法は表のようになります。

平成15年4月1日以前		平成15年4月1日～平成18年3月31日	
取得価額	償却方法	取得価額	償却方法
10万円未満	取得した事業年度で全額損金算入(即時償却)が可能	30万円未満	取得した事業年度で 全額損金算入 (即時償却)が可能
10万円以上 20万円未満	事業年度毎に一括して3年間で償却(残存価額なし)が可能		
20万円以上 30万円未満	耐用年数の区分に応じ、減価償却費を期間配分して計上		

★中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例の適用期限が2年間延長され、あらたに取得価格の上限金額が設けられる予定です。



<中小企業者等の少額減価償却資産30万円特例の改正について>

平成18年度の改正では、適用期限が**18年3月31日**となっている租税特別措置法による「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の見直しが行われる予定となっています。現行ではこの特例を使えば、1台30万円未満までの減価償却資産であれば、何台でも幾らでも事業供用した年度で一時の損金とすることができましたが、改正措置法の施行が予定される18年4月1日以後は、一時に損金算入できる**取得価額の合計額が300万円まで**に制限されることとなります(適用期限2年)。但し、1台の取得価額が30万円未満の減価償却資産を対象とするという考え方に変わりはないため、例えば1台100万円の減価償却資産を3台取得しても、特例の適用は出来ないので注意が必要です。



政府管掌健康保険の介護保険料率が変わります

平成18年度の政府管掌健康保険の介護保険料率について

政府管掌健康保険の介護保険料率が変わります。

1.25% → 1.23%

●事業主・被保険者の皆様へ

政府管掌健康保険の介護保険料率は、平成18年3月分保険料（平成18年5月1日納付期分）から、1.23%（以前は1.25%）となります。

これにより、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方の政府管掌健康保険料率は、医療に係る保険料率（8.2%）と合わせて、9.43%（以前は9.45）となります。

なお、健康保険組合に加入されている方の介護保険料率は、加入されている健康保険組合によって異なりますので、別途ご確認いただくようお願いいたします。

<介護保険料率について>

介護保険に必要な費用は、40歳以上の方に納めていただく保険料で賄うこととされ、また、その費用は、年度毎に決められることとなっています。

そのため、保険料についても毎年改定されることとなります。

株式分割

ライブドアは大掛かりな「株式分割」をてこに、企業買収を繰り返し広げてきました。株式投資についてなじみのないものにとっては、理解しづらい言葉ですが、この「株式分割」について、その狙いや問題点について整理しました。



Q. 株式分割とは？

A. 一株をいくつかに分け、流通する株式数を増やすことです。

例えば、一株を二株に分けると、一千株保有していた投資家の株数は、二倍の二千株になりますが、理論上は一株の株価は逆に半分になるため資産価値は分割前後で変わりません。

Q. 分割の狙いは？

A. 株数が増えることで市場の流通性が高まるほか、一株あたりの価格が下がるため個人投資家が少額の資金で購入することができ、株主の増加につながります。流通する株数が少ない振興企業などが株式分割を発表して、株価が上昇したケースが多いようです。

Q. なぜ株価が上昇するのでしょうか？

A. 株式分割の効力発生日から新株券の交付までには50日程度かかりますので、その間は株式数が増えているはずなのに、実際に市場に流通している株式数は、極端に少ない状態になります。何らかの好材料があれば買い注文が殺到、株価は急上昇するというわけです。

Q. 問題点は？

A. ライブドアのように、企業が時価総額を引き上げる手段として株式分割を利用するようになったことです。時価総額が拡大すれば資金調達がしやすくなり、事業買収も進みます。しかし、株価が業績とかけ離れ乱高下する弊害も目立つようになりました。

こうした事態に対応し、東京証券取引所は昨年3月、5分割を超える株式分割の自粛を上場企業に要請し、規模の大きい分割の実施はむずかしくなりました。今年1月からは、分割後すぐに新株を売れるように制度が変わり、株価の大きな変動を抑える仕組みが整いました。

(H18年1月16日 新潟日報より)

■上場株式等にかかる譲渡損失の繰越控除

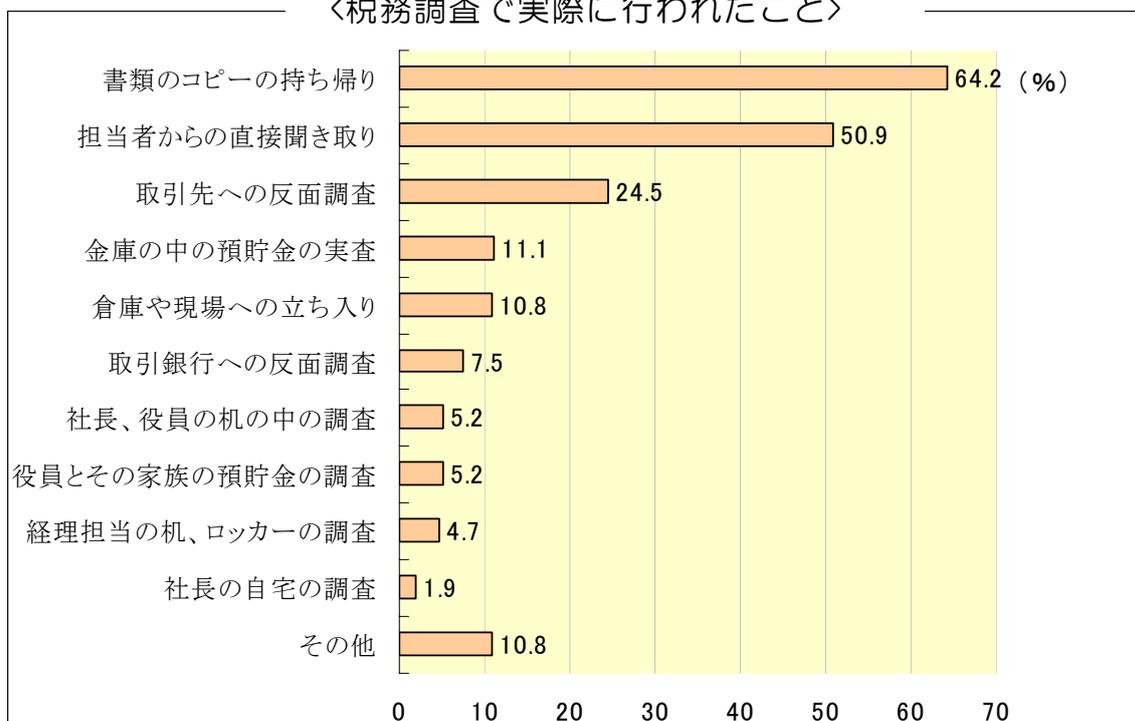
上場株式等の譲渡により生じた損失でその年の他の株式の譲渡益から引ききれなかった金額については、確定申告をすることにより、翌年以降3年間繰り越すことができます。ただし、非上場株式および証券会社等を通さずに譲渡をした損失は、繰越控除の対象となりません。

法人税の実地調査の状況

項目	事務年度	平成15事務年度 (H15.7.1～H16.6.30)		平成16事務年度 (H16.7.1～H17.6.30)	
		件数等	件数等	件数等	対前年比
実地調査件数		115 千件		124 千件	108.1
更正・決定等の件数		86 千件		91 千件	105.9
同上のうち不正計算のあった件数		24 千件		24 千件	102.1
申告漏れ所得金額		13,373 億円		14,914 億円	111.5
同上のうち不正脱漏所得税額		3,748 億円		3,595 億円	95.9
調査による追徴税額		3,201 億円		3,601 億円	112.5
不正発覚割合		20.8 %		19.7 %	-1.1
調査1件当たりの申告漏れ所得金額		11,654 千円		12,020 千円	103.1
不正申告1件当たりの不正脱漏所得金額		15,665 千円		14,710 千円	93.9

(国税庁発表)

<税務調査で実際に行われたこと>



(日本実業出版調べ)

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
3月23日（木） 午後6時～午後8時	テルモ経営研究会 「平成18年度 税制改正」	加藤税理士事務所	加藤 輝守	1,000円

確定申告は期限内に！

所得税・贈与税

3/15 まで

消費税及び地方消費税

3/31 まで

会社の広告お手伝いします！！

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。
また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発刊の
事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

ガソリン代の節約に…

車に入れるガソリンは、温度が上がれば容積も大きくなり、冷えれば小さくなる。朝、温度の低いうちにガソリンを入れると、昼入れるよりもガソリン代の節約になる。よく車を使う人なら、年間にするとずいぶん得である。



教育マガジン「ヨリカ」-おもしろ雑学集より（担当：堀田）



休日カレンダー



3月(弥生)March

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5 堀田・広川	6	7	8	9	10	11
12 伊藤・原	13	14	15	16	17	18 倉又・田中
19	20	21 春分の日	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

- ・ 確定申告期間中は、土曜、日曜も毎日元気で営業しています。
- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
(名前の記入されている土曜、日曜はその者が出勤します。)

3月の税務

平成18年3月10日	H18年2月分源泉所得税・住民税・納付
平成18年3月15日	H17年分所得税確定申告・損失申告・第三期分の納付 確定申告税額の延納届出書提出 贈与税の申告 相続時精算課税選択届出書の提出
平成18年3月31日	H18年1月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付 H18年7月決算法人 法人税等・消費税・中間申告・納付 H18年10月・7月・4月決算法人の消費税中間申告・納付

あとがき

ようやく長い冬に終わりを告げ、暖かい季節がやってきます。今年は大雪にも見舞われただけに、春が待ち遠しい方も多いのではないのでしょうか。

さて、イタリアのトリノで行われた冬季五輪、生放送は深夜から早朝にかけてでしたから、あまり見る事が出来ませんでした。しかし、女子モーグル決勝は、日曜日の早朝でしたので眠い目をこすりながら見る事が出来ました。日本期待の上村愛子選手は、難易度の高いコークスクリューを決めるものの惜しくもメダルに手が届かずに5位に終わりました。上村選手がこのコークスクリューをマスターするまでに並々ならぬ努力と挫折の日々があったようです。

いままでの技術を磨いて1番になることも大変重要なことと思いますが、今回の上村選手のように新たな技術に挑戦したことは、結果以上に評価されることだと思います。私も初心を忘れず、新たなことにチャレンジしていきたいものです。

村井